



1枚に切り取る医療界の2週間

2021年8月31日号

Medical management support by astellas

自宅・宿泊療養者への電話等による診療にも加算 ~新型コロナ、臨時的取扱い

《背景》 新型コロナウイルス感染症で、規定に基づき自宅・宿泊療養を行っている患者に対し、電話や情報通信機器を用いて同感染症に係る診療を行った場合、「二類感染症患者入院診療加算」(250点)の算定を可能とする診療報酬上の臨時的な取り扱いが、厚生労働省の事務連絡で示された。

《解説》 二類感染症患者入院診療加算については、昨年4月の事務連絡で、感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価するものとして、第二種感染症指定医療機関の指定の有無にかかわらず算定できるという臨時的な取り扱いが示されていました。その加算が、自宅・宿泊療養の患者に対する電話や情報通信機器を用いた診療にも適用されます。電話等による診療の場合、主として診療を行っている一つの医療機関が、1日につき1回算定できるとされました。先ごろ示された、往診、訪問診療、訪問看護に対する加算の臨時的な取り扱いに続き、新たな措置が講じられました。

◎診療報酬上の臨時的な取扱いの概要(加算の追加)



※厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その54)」(2021年8月16日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819374.pdf>)および「同(その51)」(2021年7月30日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000814846.pdf>)、「同(その52)」(2021年8月4日付)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000816720.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》
アステラス製薬株式会社
東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》
医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)
東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002
TEL. 03-6451-1617